

共愛学園特別奨学金

共愛学園（こども園、小学校、中学校、高等学校並びに大学）に一世帯で2名以上が在学する場合、年長の者に対し給付される奨学金です。

●種類・給付額・給付方法・返還

給付額	給付方法	返還
自己負担分の授業料半額相当額	給付	不要

●説明

- 概要：共愛学園に一世帯で2名以上が在学する場合、年長の者に対し、その授業料半額相当額を給付します。たとえば、兄が本学、弟が共愛高校に在学する場合、兄の授業料の半額相当額を給付します。（弟の授業料は計算に含まれません）。
- 対象：共愛学園に一世帯で2名以上が在学する世帯の年長の者
- 手続：出願は年長の者がおこなってください。願書とともに、年下の者の在学証明書を提出してください。
- 採用：提出された書類により対象者であることが確認されれば採用となります。
 - ただし、本奨学金採用者が学内奨学金を複数受給する場合、年間総額は入学金分の奨学金を除き自己負担分の授業料全額相当額が上限となります。
 - 自己負担分の授業料とは、授業料から「大学等における修学支援のための法律」に基づく授業料減免額を差し引いた金額をいう。
 - 学則に違背するなど奨学生として不適格と認められる場合には、給付が停止処分となり、停止月以降の奨学金を返還しなければならない。
- 給付：奨学生として採用された者の指定口座へ給付する。